

# 協同農業普及事業の実施に関する方針の概要

## はじめに

【普及事業の目的と意義、期待される役割等を明記】

- 普及指導員の役割は、スペシャリスト機能、コーディネート機能を併せて発揮し、技術を核として、地域農業の生産、流通面における革新を総合的に支援すること（協同農業普及事業の運営に関する指針）。
- 本県普及事業は「ぎふ農業・農村基本計画」の実現による農業・農村の発展のため、主体的な役割を果たす。

## 第1 普及指導活動の課題

【「ぎふ農業・農村基本計画」の基本方針に基づき、普及指導の課題に取り組む。】

- 売れる農畜産物づくり
  - ①「ぎふクリーン農業」を基本にした安全・安心な農産物の安定供給
  - ②市場評価の高い重点振興品目（夏秋トマト、夏ほうれんそう、えだまめ、かき）や新規需要米の生産振興、ブランド化等の推進
  - ③開発された新たな技術の生産現場への迅速な普及と、活力ある新産地づくりの推進
- 戦略的な流通・販売
  - ①魅力ある朝市、直売所づくりの支援等による地産地消の推進
  - ②農業・農村の6次産業化による農業所得の向上
- 多様な担い手の育成・確保
  - ①次代を担う意欲ある青年農業者等を育成・確保するため、技術・経営改善を重点的に支援
  - ②認定農業者、農業法人等の育成・確保、集落営農の組織化等の支援
  - ③女性農業者が個性と能力を十分発揮し、経営参画できるよう支援
- 魅力ある農村づくり
  - 地球環境にやさしい営農技術の導入等により環境保全を推進
- 県民みんなで育む農業・農村
  - 将来を担う子供たちへ、指導的な立場にある農業者等と連携し、食農教育の推進に協力

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

- 普及指導員がスペシャリスト機能、コーディネート機能を十分に発揮し、農業者へのサービスが十分行えるよう、各農林事務所へ配置
- 試験研究機関と連携強化を図るため、県下全域を対象に専門項目を担当する普及指導員（専門普及指導員）を試験研究機関へ配置

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 農業者の多様なニーズや、地球温暖化等の新たな課題の解決に向け、普及指導員としてその機能を十分発揮できるよう、資質を向上
- 経験年数の浅い普及指導員の、専門力・実践力を高めるため、現場実践研修やOJTを実施
- 重点振興品目（夏秋トマト、夏ほうれんそう、えだまめ、かき）に係る高度な専門知識・技術を習得させるスペシャリスト養成研修を実施

#### 第4 普及指導活動の方法に関する事項

- 普及指導活動は、意欲ある農業者の育成・確保、環境保全型農業の推進、産地づくり・ブランド化の推進、農業の6次産業化の推進等の必要性及び緊急性が高いものに重点化
- 効率的・効果的な普及指導活動を実施するため、農林事務所の普及指導員は、作目別の専門項目を担当する専門担当方式を基本とした活動体制とする。
- 指導農業士会等、各農業者団体との協力、民間専門家を積極的に活用
- 試験研究機関、農業大学校との一体的取組、市町村、農協との連携

#### 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 市町村、農協等と協議し、地域の農業振興方策を十分踏まえて普及指導計画を策定する等、関係機関が一体となった普及指導活動を推進
- 農林事務所の管轄を超えた技術協力について、各農林事務所間において連携